

史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務委託プロポーザル企画提案審査基準

1 審査の考え方、配点

(1) 審査の考え方

提案書の審査にあたっては、「史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務委託要求水準書」及び「史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務委託プロポーザル募集要項」等の関係書類を基に、本業務に対する企画提案等について、提案書及びヒアリング等により審査する。

具体的には、①業務実施体制、②類似業務の実績、③業務に対する基本的な考え方、④業務の企画・プロデュース内容、⑤工程計画について、審査するものである。

(2) 審査項目・配点

審査は、100点を満点とし、次のように審査項目別に配点する。

審査項目	配点
①業務実施体制	10
②類似業務の実績	10
③業務に対する基本的な考え方	10
④業務の企画・プロデュース内容	60
⑤工程計画	10
合 計	100

2 各項目の審査基準

(1) 業務の実施体制

会社としての本業務を実施するにあたっての体制及び総括責任者やその他の担当者の有している資格、経歴、実績について審査する。

- ・サポート体制は十分あるか。
- ・業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。
- ・総括責任者、担当者の資格、実務経験年数、実績を有しているか。

(2) 類似業務の実績

過去5年以内の類似業務の実績について審査する。

(3) 業務に対する基本的な考え方

本業務を請け負うにあたっての基本的な考え方を審査する。

- ・業務の理解度は十分か。仕様を熟知しているか。

(4) 業務の企画・プロデュース内容

具体的な企画内容を審査する。

- ・要求水準所の内容を満たしているか。
- ・見学者の興味を引く演出や導線がなされているか。
- ・入口からの誘導や足元灯などの配慮がなされているか。
- ・安全が確保されているか。
- ・公園内の環境変化に応じた照明の配置や角度などが反映されているか。

(5) 工程計画

工程を検証し、業務実施に支障は無いか審査する。

- ・確実に履行できるスケジュールとなっているか。

3 評価点数

評価の際には、各項目ごとの審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。
評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価にはそれぞれ対応する点数を設け、当該項目の得点とする。

評価	配点が10点の場合	配点が60点の場合
大変優れている	10	60
優れている	8	48
普通	5	30
劣る	3	18
大変劣る	1	6
記載なし	0	0

4 受託候補者の選定について

審査員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

ただし、全審査員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないとして、受託候補者として選定しない。

【選定順】

- ① 過半数を超える審査員から最高順位を得た者
- ② ①により決しない場合、全審査員の合計得点が最高得点の者
- ③ 最高点の者が複数いる場合は、企画・提案項目の評価点の合計が最も高い者
- ④ ③が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者

5 注意事項

- (1) 選考委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には、事務局に連絡するものとする。
- (2) 提案書審査及びヒアリング又はプレゼンテーションにおいて、提案者の提案作成技術又は説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。